

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に
関する法律に基づく承認の申請等の事務手続等に関する質疑応答
集（Q&A）について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
（平成 15 年法律第 97 号）に基づく承認の申請等の事務手続等については、「遺
伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施
行について」（平成 16 年 2 月 19 日付け薬食発第 0219008 号厚生労働省医薬食品
局長通知）等により示されているところです。

今般、これまでの拡散防止措置の確認の実績等を踏まえ、当該申請等の事務
手続等に関する質疑応答集（Q&A）を別添のとおり取りまとめましたので、
貴管下関係業者等に対し周知願います。



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に
基づく申請等の事務手続等に関する質疑応答集（Q & A）

（法第 2 条の生物への該当性）

問 1 ヒト iPS 細胞は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条の生物に該当するか。

（答）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 1 条の規定により、ヒト iPS 細胞は法第 2 条の生物に該当しない。

問 2 バイオテクノロジー応用医薬品を開発するために、哺乳動物細胞（例えば、CHO 細胞）で組換えタンパク質を製造する場合、当該哺乳動物細胞やそれを用いて樹立したセルバンクは法第 2 条の生物に該当するか。

（答）哺乳動物細胞については、配偶子ではない場合であって、自然条件において個体に成育しない場合は、規則第 1 条の規定により、法第 2 条の生物に当たらない。また、哺乳動物細胞から樹立したセルバンクについても、同様の場合は、法第 2 条の生物には該当しない。

問 3 プロウイルス（宿主のゲノムに組み込まれた状態にあるレトロウイルス等に由来する 2 本鎖 DNA をいう。以下同じ。）は、法第 2 条の生物に該当するか。

（答）該当しない。ただし、当該細胞において当該プロウイルスに由来する遺伝子組換えウイルスが発現している場合は、当該ウイルスについては法第 2 条の生物に該当するため、留意されたい。

問 4 プラスミド DNA は、法第 2 条の生物に該当するか。

（答）該当しない。なお、プラスミド DNA を製造するために、組換え遺伝子を導入した微生物を用いている場合は、当該微生物は法第 2 条の生物に該当するため、留意されたい。

(使用等に係る承認又は確認の申請等の要否)

問5 生体内から細胞や組織を取り出し、それらに体外 (*ex vivo*) で遺伝子組換えウイルスにより遺伝子導入を施して患者に投与する、いわゆる *ex vivo* 遺伝子治療において、遺伝子導入細胞に遺伝子組換えウイルスが残存していないことを確認するためには、どのようにすればよいか。

(答) 平成 25 年 12 月 16 日に開催された薬事・食品衛生審議会生物由来技術部会で示された「遺伝子導入細胞の製造に用いられた非増殖性遺伝子組換えウイルスの残存に関する考え方について」(以下「ウイルス残存の考え方」という。)を参考に適切に確認されたい。

問6 治験に用いる予定の遺伝子導入細胞における遺伝子組換えウイルスの残存を評価した結果、「ウイルス残存の考え方」における要件を全て満たしたことから、遺伝子組換えウイルスが含まれないと判断してよいと考えているが、その判断が妥当であるかを確認したい場合は、どのようにすればよいか。

(答) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の薬事戦略相談を活用することができる。なお、遺伝子治療用製品については、「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成 25 年 7 月 1 日付け薬食発 0701 第 13 号厚生労働省医薬食品局長通知)において、治験開始前に品質及び安全性に関して薬事戦略相談を適切に活用することとされているところであり、品質の相談事項に併せて遺伝子組換えウイルスの残存に関する判断の妥当性、例えば、残存を評価する試験系の適切性等を相談項目に含めることも考えられる。

問7 バイオテクノロジー応用医薬品の製造のために、哺乳動物細胞に非増殖性遺伝子組換えレトロウイルスを用いて遺伝子を導入する場合、当該哺乳動物細胞における遺伝子組換えレトロウイルスの残存の評価に当たって、「ウイルス残存の考え方」を適用してよいか。

(答) 「ウイルス残存の考え方」は、*ex vivo* 遺伝子治療を対象としたものであり、哺乳動物細胞によるバイオテクノロジー応用医薬品の製造を対象としたものではない。ただし、哺乳動物細胞によるバイオテクノロジー応用医薬品の製造に当たっての非増殖性遺伝子組換えレトロウイルスの残存の評価に、「ウイルス残存の考え方」を応用できる場合もあると考えられることから、具体的な事例をもって PMDA に相談されたい。

問8 海外の製造所で製造した遺伝子組換えウイルスを治験製品として輸入

し、国内で治験を行う場合、法第4条の第一種使用規程の承認を受ける必要はあるが、法第13条の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認を受ける必要はないと考えてよいか。

(答) 例えば、治験製品の受入れ試験として、国内で、容器を開封して第一種使用規程に含まれていない品質試験等を行う場合は、当該試験施設での使用等について第二種使用等に係る拡散防止措置の確認を受ける必要がある。具体的な事例について判断が難しい場合は、PMDAに相談されたい。

問9 海外で製造された遺伝子治療用の遺伝子組換えウイルスを輸入し、国内で保管又は運搬のみを行う場合には、第二種使用等に係る拡散防止措置の確認は必要か。

(答) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「産業利用二種省令」という。）第4条及び第5条に従って保管又は運搬のみを行う場合には、第二種使用等に係る拡散防止措置の確認は不要である。なお、保管した遺伝子組換えウイルスを国内で廃棄する場合、廃棄する施設ごとに第二種使用等に係る拡散防止措置の確認が必要となる。

問10 遺伝子治療用製品の治験（第Ⅰ相試験）開始に先立ち、第一種使用規程の承認を受けたが、今後、第Ⅱ相、第Ⅲ相試験を実施するにあたり、改めて、当該承認を受ける必要があるのか。

(答) 第Ⅰ相試験において定めた第一種使用規程を遵守しながら、次相以降の試験を実施することができるのであれば、改めて第一種使用規程を定めるための承認申請は必要ない。ただし、開発相の進展に伴って治験デザイン等に変更が生じ、第一種使用規程を変更することが必要となる場合には、具体的な事例をもってPMDAに相談されたい。

問11 既に海外で臨床試験に使われた実績のある遺伝子治療用の遺伝子組換えウイルスを、国内で同じ対象患者に同じ使用方法で治験薬として使用する場合には、海外規制当局が環境影響評価を行った結果があれば、国内での手続きを省略してもよいか。

(答) 欧州など海外のカルタヘナ議定書締結国の国内法に基づいて生物多様性影響評価を行い、第一種使用等に相当する使用が許可されていることを理由に、日本でのカルタヘナ法に係る手続きを省略することはできない。なお、日本での第一種使用規程の承認の申請に際して、先行する海外での使

用実績を活用することは差し支えない。

問 12 既に遺伝子治療臨床研究として第一種使用規程の承認を受けた遺伝子治療用製品について治験を実施しようとする場合には、改めて、当該承認を受ける必要があるか。

(答) 臨床研究において定めた第一種使用規程を遵守しながら、治験を実施することができるのであれば、改めて第一種使用規程を定めるために承認を受ける必要はない。

問 13 海外で遺伝子組換え生物等を利用して製造された遺伝子組換えタンパク質等、法第2条の生物に該当しないものを原薬等として輸入して、国内で製剤化する場合には、法の適用外と考えて差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問 14 第二種使用等に係る拡散防止措置について、既に経済産業大臣等の確認を受けて製造・市販している原料を、医薬品の添加剤として転用する場合、改めて、厚生労働大臣の確認が必要か。

(答) 産業利用上の使用等に関して経済産業大臣等の確認を受けている原料を、医薬品の添加剤として転用するに当たって第二種使用等の内容が変わらない場合は、改めて厚生労働大臣の確認を受ける必要はない。

問 15 治験に用いる遺伝子組換えウイルス等について、治験開始前に実施が必要とされる非臨床安全性試験を外部委託する場合は、外部委託先での臨床の段階にない使用等と解釈し、厚生労働省への申請は不要と考えて差し支えないか。

(答) 差し支えない。なお、委受託を問わず、効力を裏付ける又は安全性を確認するための非臨床試験（治験薬等の品質管理を目的として繰り返し実施される試験を除く。）の実施は、臨床の段階にない第二種使用等と解釈してよい。

問 16 研究開発段階における第二種使用等として、拡散防止措置について、文部科学大臣の確認を受けて製造された遺伝子組換えウイルス等を治験薬に転用する場合、改めて厚生労働大臣の確認を受ける必要があるか。

(答) 臨床研究の段階で治験に使用することを想定しておらず、研究開発を所管する文部科学大臣の確認を受けている場合は、既に製造されたロットに

限り転用可能である。ただし、次のロットの製造を開始する前には厚生労働大臣の確認を受ける必要がある。

(第二種使用等に係る確認申請及び確認事項の変更等に係る手続について)

問 17 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行について」(平成 16 年 2 月 19 日付け薬食発第 0219008 号厚生労働省医薬食品局長通知) 記の第 3 の 2. には、医薬品(体外診断用医薬品を除く。)と医療用具については治験薬及び治験用具の製造を行う前までに、第二種使用等の確認を受けなければならないこととされているが、治験薬は海外で製造されたものを用いる場合など、治験薬を製造しない場合は、いつまでに当該確認を受ける必要があるのか。

(答) 実用化段階での製造(パイロットスケールでの製造及び実生産スケールでの製造)を開始する前までに確認を受ける必要がある。

問 18 遺伝子組換え微生物の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認を受けた後に、拡散防止措置の内容を変更しようとする場合であって、その変更が軽微なものである場合は、法第 13 条に基づく確認の申請は必要か。

(答) 次に掲げる変更については「遺伝子組換え微生物の使用等による医薬品等の製造における拡散防止措置等について」(平成 16 年 2 月 19 日付け薬食発第 0219011 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「拡散防止措置通知」という。) 記の 3 に従い変更届を提出する必要がある。

- ・製造業者の所在地、名称、代表者の職名・氏名
- ・製造所の所在地(実質上の場所の変更がない場合)、名称
- ・製造管理者又は責任技術者の職名・氏名

上記以外の変更については、GILSP 又はカテゴリー 1 であって拡散防止措置への影響が軽微である場合は、法第 13 条に基づく確認の申請は不要とする。その場合、別紙 1 の変更届出書に確認事項の新旧対照表を添付の上、厚生労働省医薬食品局審査管理課に届け出ること。

問 19 遺伝子組換え微生物に関する上記の取扱いについて、軽微な変更とされるのはどのような場合か。

(答) 拡散防止措置の確認の申請書のうち、別紙の内容のみに変更を生じる場合には、次に掲げる場合を除き、軽微な変更であると考えられる。

- ・遺伝子組換え生物等の同一性が失われる変更
- ・作業区域の拡張(作業区域に付随する空調系及び排水系がいずれも確認内容から変更されない場合を除く。)

・その他産業利用二種省令別表の拡散防止措置の内容に影響を及ぼす変更
なお、判断が難しい場合には、PMDA に相談されたい。

(GILSP 告示関係)

問 20 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(平成 16 年厚生労働省告示第 27 号。以下「GILSP 告示」という。)に記載されているベクターのうち、タグとなる遺伝子が組み込まれているものを用いた場合は、発現産物は、当該タグと挿入 DNA の融合タンパク質となり、これは挿入 DNA とは異なるものであると考えられるが、GILSP 告示別表第二の範囲内であると考えて差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問 21 GILSP 告示別表第二に「〇〇タンパク質の一部」と記載されているものについて、一部とはどの程度の長さを指すのか。

(答) 少なくとも、抗原や核酸検出用のプローブ等の機能を有するために適した長さがあることが望ましい。

問 22 GILSP 告示の注釈(5)のリンカーには、融合タンパク質における連結部分のアミノ酸残基をコードする配列も含まれると考えて差し支えないか。

(答) 差し支えない。なお、構成要素の連結に必要とされる制限酵素認識部位など、最小限の長さとするのが望ましい。

(拡散防止措置通知関連)

問 23 拡散防止措置通知記の 2 の製造実施状況の報告は、GILSP 告示に記載された品目についても必要か。

(答) 必要である。なお、拡散防止措置通知記の 1 の報告についても必要であることに留意されたい。

問 24 拡散防止措置通知記の 2 の報告は、製造を休止している製品についても必要か。

(答) 年間を通じて製造しなかった場合は、年度末の報告はしなくても差し支えない。ただし、製造を休止する年度における年度末の報告においては、その旨をその他の欄に記載すること。

(その他)

問 25 申請書の差換え願の例示を示してほしい。

(答) 別紙 2 を参照されたい。

問 26 厚生労働省関係のカルタヘナ関連法令通知等を一覧できる HP 等を示してほしい。

(答) 次に掲げるウェブサイトなどを参考にされたい。

PMDA - カルタヘナ法関連情報

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/karutahena.html>

日本版バイオセーフティクリアリングハウス (J-BCH)

<http://www.bch.biodic.go.jp/>

(別紙1)

変更届出書

遺伝子組換え生物等 の種類名称			
第二種使用等を しようとする場所			
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日	平成 年 月 日		
変更理由			
備考			

上記により、変更の届出をします。

平成 年 月 日

住所 [法人にあっては、主
たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、名
称及び代表者の氏名]

厚生労働省医薬食品局長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。

(別紙2)

差 換 え 願

差換え書類	
申請年月日	平成 年 月 日
遺伝子組換え生物等 の種類 の名称	
第二種使用等を しようとする場所	
拡散防止措置	
用途	
備考	

上記書類の差換えをお願いします。

平成 年 月 日

住所 〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

厚生労働省医薬食品局長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 拡散防止措置の欄には、使用区分を記載すること。